

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	京都市 健康増進法による健康増進事業の実施に関する 事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

京都市長

公表日

平成27年11月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、市民の健康の増進を図るため、検診(健診)、健康教育、健康相談その他市民の健康の増進のために必要な事業を実施する。 当該事務では、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務で特定個人情報を使用する。
③システムの名称	保健医療システム、マイナンバー連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
対象者管理ファイル、結果登録・管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課
②所属長	保健医療課長 志摩 裕丈
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京都市 保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3411

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月26日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

